国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号)(農業支援外国人受入事業抜粋)

(法第十六条の五第一項の政令で定める作業)

- 第十九条 法第十六条の五第一項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。
  - 一 農畜産物の生産に伴う副産物(次号において単に「副産物」という。)を原料又は 材料として使用する製造又は加工の作業
  - 二 農畜産物又は農畜産物若しくは副産物を原料若しくは材料として製造され、若しく は加工された物の運搬、陳列又は販売の作業

(法第十六条の五第一項の政令で定める要件)

- 第二十条 法第十六条の五第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する ものであることとする。
  - 一 出入国管理及び難民認定法第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以 上であること。
  - 二 農作業に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、農業支援活動を適切に行うために 必要な知識及び技能を有する者であること。
  - 三 農業支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

## (法第十六条の五第一項の政令で定める基準)

- 第二十一条 法第十六条の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
  - 一 法第十六条の五第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。
  - 二 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎を有 すること。
  - 三 前号に掲げるもののほか、事業実績又は人的構成に照らして国家戦略特別区域農業 支援外国人受入事業を適正かつ確実に遂行するために必要な能力が十分であること。
  - 四 次のいずれにも該当しない者であること。
    - イ 第十八条第四号イからニまで又はへからチまでのいずれかに該当する者
    - ロ 心身の故障により国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適正に行うことが できない者として法務省令・厚労省令で定めるもの
    - ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイ、ロ又は二のいずれかに該当するもの。
    - ニ 法人であって、その役員のうちにイからいまでのいずれかに該当する者があるも の
    - ホ 暴力団員等がその事業活動を支配する者